

住 民 登 録

2月1日現在

前月比
 人 口 78,050 +81
 (男 37,547)
 (女 40,503)
 世帯数 19,630 +28

お お だ て

● 編集と発行—大 館 市 役 所
 ● 発行年月日—昭和46年3月1日
 ● 発行日—毎 月 1 日
 定価 1部 5 円

昭和43年3月1日第3種郵便物認可

望楼の勤務

地上28mの高さから市街を見おろす……
 いろとりどりの屋根、美しい山なみ、確かに昼は絶好の展望台であるが、始めて上がる人にとっては目まいと驚怖感におそわれ、景色どころの話ではない。
 夜は夜で、孤独と視界難との戦いがはじまる、やはり消防署員ならではの上がれない望楼である。
 最近、県内の市町村では、望楼勤務をやめている所が多い。何故なら、ビルの建築とばい煙によって視界が悪くなったこと、最近の通報は電話や報知器によるものが増えてきたからだという。

このことは、私たちの大館市でも同じこと、しかし、本市の消防署では、いつ、どこで発生するか予測できない火事にそなえ、昼夜兼行で見はりをつけている。
 雨の日も、風雪の日も、不審な煙と火をタカ目のようになってさがしつづける係員の疲労も大きい。
 だが、つかれはとうてもよい、市民が安心して暮らすためには、まず火事は出さないで欲しい、望楼に上る署員はただそれのみを願っている。



消防本部では、45年中の火災発生状況と救急出動件数を集計しました。火災発生件数は61件で、1昨年より1件の増、損害額にして4,142万500円多くなっています。昨年の火災で焼死者3名を出したことは、ほんとうに残念なことです。救急車の出動件数は331件で、1昨年より99件も増え、その救急患者は301人とこれまた大幅に増加しました。一方、風水害による災害は1件もなく、穏やかな年であったといえます。ところで、今年はいままでに8件の火災が発生しており、これから火災シーズンを迎え、火の元にはじゅうぶんご注意ください。以下は、45年中の消防災害白書のあらましです。

火 災 の 状 況

まず、火災の発生件数をみると1昨年にくらべわずか1件の増になっており、その月別件数はつぎのとおりです。

月別	出火件数 (件)	損害見積額 (千円)
1月	3	3,194
2月	6	14,014
3月	9	25,432
4月	8	31,446
5月	14	12,337
6月	5	5,057
7月	0	0
8月	4	955
9月	2	502
10月	2	405
11月	2	7,010
12月	6	8,059
合計	61	108,451

結局、61件の発生であったが、この火災で灰と化した財産は、なんと10億845万円になったわけで火災による損失がいかに大きいものか改めて知らされます。
 さらに、昨年中には3人の焼死者を出すという、いたましい事故も起こりました。今年に入ってから、全国的に火災による焼死者が以外に多いとされています。

火災時の避難口の確保や老人や病人は2階に寝せないなど、常日頃から十分気をくばっておきたいものです。

さて、火災原因について調べてみると、おおざっぱに分けて石油関係12件、薪ストーブ関係7件、電気関係6件、ガス関係2件、その他34件となっています。

これを個別に分け、その原因順はつぎのようになりますが、依然として、タバコの不始末によるものが多く、路上への捨てタバコ、寝タバコには十分注意が必要です。

<原因別の順位>…2件以上の火災

- ① タバコの不始末 13件
- ② ガソリン引火 4件
- ③ たき火の不始末 4件
- ④ 放火 4件
- ⑤ 煙突の過熱 3件
- ⑥ ストーブの過熱 3件
- ⑦ 石油ストーブ不良 2件
- ⑧ 石油ストーブに可燃物がふれた 2件
- ⑨ 電球過熱(保育箱) 2件
- ⑩ 電気接触不良 2件
- ⑪ 電気配線不良 2件
- ⑫ 焼却炉の飛火 2件
- ⑬ 残火不始末 2件

救 急 車 の 出 動 状 況

市の救急業務は、40年10月15日、ライオンズクラブから寄贈された救急車の配置によってはじめられたものです。救急業務をはじめから7年目、年を追うごとに出勤回数はずなぎ昇りに増えつづけています。

ついでに、昭和41年から45年までの5年間の出勤回数を年別に調べてみると、つぎのようになります

年	出勤回数
昭和41年	117回
昭和42年	141回
昭和43年	192回
昭和44年	232回
昭和45年	331回

この推移を見てもわかるとおり、45年中の出動回数は41年の約2倍、41年は3.1日に1回の出動であったのが、45年には1.1日に1回出動している計算になります。さて、この白書から、どんな事故に多く出動したかを調べてみると、その順位はつぎのようになります。

種別	出動件数	搬送人員
① 急病人	123	113
② 交通事故	100	92
③ 一般負傷	31	26
④ 労働災害	17	17
⑤ 自損行為	10	9

⑥ 犯罪	4	3
⑦ 運動競技	3	3
⑧ 水難	2	2
⑨ 火災	2	2
その他	39	34

となっており、出動回数は331回、搬送人員合計301人です。

また、搬送人員のうち、傷病の程度によって区分すると、45年中には、死亡者を12人、重傷者69人中等傷者128人、軽傷者92人それぞれ病院に運んだことになりました。いづれ、交通事故の激増に関連して救急回数も増えることと推測されるこの頃ですが、緊急を要しない病人の出動要請は、できるだけ遠慮していただきたい、と市の消防署ではお願ひしています。

火事と救急車は

119番

昭和45年

消 防 災 害 白 書



統一 地方選挙迫まる 明るく正しい選挙を

統一地方選挙は、あと1カ月余にせまりました。まちは選挙の話でもちきり、というところですが、立候補者も選挙する人も、明るく正しい選挙を行なってもらいたいものです。今号では、選挙の期日や有権者の範囲などを掲載しました。とくに、今回の選挙から、不在者投票する場合の方法が変わり、不在者投票をするときは宣誓書の記入が必要になったため、ご留意ください。

◆不在者投票は「宣誓書」で

投票日の当日、出張や旅行その他の理由で不在になる方の不在者投票の方法が変わりました。

前回の選挙までは、その不在事由の証明書(市町村長または会社の社長等によるもの)を提出しなければならなかったが、公職選挙法の改正によって、今回の選挙から、本人が真実である旨の「宣誓書」を書いて提出するだけで、不在者投票ができることになりました。

したがって、本人は印鑑持参のうえ、選管にきて宣誓書(用紙)の交付を受け、それに基づきの記載例によって宣誓書を作成して、選挙管理委員会に提出すればよいわけです。

◆宣誓書の記載例 太字の箇所は選挙人が記載する

宣誓書

私は次の事由によって、昭和46年4月11日行秋の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員、一般選挙の当日、自ら投票所に行つて投票することができない見込みであります。

(不在者投票事由)

昭和45年12月1日から昭和46年4月15日まで、東京都千代田区豊が関1-2、東海産業株式会社において建設業に従事である。

上記、真実に相違ないことを誓います。

昭和46年3月10日

○住所(居所) **東京都千代田区豊が関1の1**

○選挙人名簿に記載されている住所 **大館市御成町4丁目1-1**

○氏名 **甲野太郎郎**

○生年月日 **昭和20年10月1日**

○職業 **労務者**

◆不在投票のできる期間とその方法

- ◆期間
- 県知事選挙 3月17日～4月10日
 - 県議会議員選挙 3月30日～4月10日
 - 市長、市議会議員選挙 4月15日～4月24日
- ◆時間 毎日午前8時30分～午後5時

◆不在投票の請求は、告示の前でもできるので、とくに出稼者の場合は、いづらか早やめにその手続きをして期間におくれないようにご注意ください。

◆現在、出稼などに行っている方は、現在、不在で投票日に帰えられない見込みの人は、印鑑持参のうえ、最寄りの選挙管理委員会に行き、「私は、大館市から何々の業務に従事するため、この××市に滞在中ですが、今回の選挙で不在者投票を行なりたいので宣誓書をください。」

あわせて記載方法についてお知らせください」といって記載した宣誓書に捺印し、大館市選挙管理委員会に郵便(速達)で送り、投票用紙を請求してください。選挙では、これを受理すると速かに名簿と照合し、その日のうちに本人あてに投票用紙を速達で郵送します。これを受けた選挙人は、そのまま最寄りの選管にもって行き、その選管で不在者投票を行ない、投票用紙をあずかってきます。あずかされた不在者投票は速かにその選管から大館市の選管に郵送される仕組みとなっており、この方法が最も早く、適正な不在者投票の方法になっています。

行政町内新設と町名の変更

市では、末端連絡事務を円滑にするため、町内の分割による新しい町内を新設し、それぞれ、行政協力員を委嘱しました。

また、代野団地から申請がありました町名の変更もつぎのとおり認めました。

◆田代町・・・3つに分割

- 田代町1区→ 外崎守氏
- 田代町2区→ 松川悦子氏
- 田代町3区→ 北川栄作氏

◆片山5区を新設・・・片山4区から分離

- 片山5区→ 斎藤貢吉氏

◆代野団地が天下町に町名変更

2月1日から代野団地は、天下町に町名が変更になりました。

投票日

知事選挙 46年4月11日(日曜日)
市議会議員選挙 46年4月25日(日曜日)



投票できる人と 選挙時登録者の名簿縦覧

県の選挙

投票のできる人

- ◆昭和26年4月12日以前に生れた人。ただし、昭和45年12月15日現在、大館市の住民基本台帳に記録されていなければなりません。
- ◆他の市町村から転入した場合も同様、昭和45年12月15日までに当市へ転入の届けをした人。
- ◆上記の該当者でも、選挙の前日まで県外に転出した場合は投票できません。

選挙時登録

新成人および転入者は、3月15日現在で選挙人名簿に選挙時登録されます。

選挙人名簿の縦覧

選挙時登録した人の名簿はつぎにより縦覧および閲覧します。

- ◆縦覧期間 46年3月17日～3月21日
- ◆時間 午前8時30分～午後5時
- ◆場所 大館市選挙管理委員会事務室
- ◆閲覧 → 花矢支所および各出張所の事務室で、縦覧期間と同じ期間で行ないます。ただし、土曜日の午後と日曜日は除かれます。

市の選挙

投票のできる人

- ◆昭和26年4月26日以前に生れた人。ただし、昭和46年1月13日現在、大館市の住民基本台帳に記録されていなければなりません。
- ◆他の市町村から転入した場合も同様、昭和46年1月13日までに当市へ転入の届けをした人。
- ◆上記の該当者でも、選挙の前日まで他の市町村に転出し、当市の住民基本台帳から抹消された人は投票することはできません。

選挙時登録

新成人および転入者は、4月13日現在で選挙人名簿に選挙時登録されます。

選挙人名簿の縦覧

選挙時登録した人の名簿は、つぎにより縦覧および閲覧します。

- ◆縦覧期間 昭和46年4月15日～4月19日
- ◆時間 午前8時30分～午後5時
- ◆場所 大館市選挙管理委員会事務室
- ◆閲覧の期間および場所、時間等は県の選挙と同じです。

交通災害共済

家族みんなで加入しましょう

〈市民相談室で申込受付中〉

県内の市町村でつくっている「交通災害共済組合」では、加入者のうち、不幸にして交通事故にみまわれた方に共済金を支払う事業を行なっています。

まい日のごとく、交通事故のいたましいニュースが報道されており、いつ、どこで、だれが事故にあうか予測

できないこのごろです。

万一の事故にそなえ、家族そろって加入いたしましう。市の市民相談室では、いま、46年度(46年4月1日～47年3月31日)の加入申し込みを受け付けておりますから、早やめに加入の手続きをして下さい。

◆あてはまる交通事故……自転車による事故も含みます。

- ①日本国内で、自動車、オートバイ、自転車、トロリーバスなどに乗車中または歩行中に、これらの車によって事故が起こり、死んだり、けがをしたとき
- ②踏切道で、汽車、電車などに接触または衝突して、死んだり、けがをしたとき。

◆掛金……小学1年生には全額市で負担します。

- ①ひとり年額 300円
- ②小、中学生 250円(50円は市が負担)
- ③小学校の新入生には、全額市負担します。

◆共済金は

- ①死亡したとき — 50万円
- ②6か月以上治療を要する傷害 — 10万円
- ③3か月以上 " — 5万円
- ④2か月以上 " — 2万円
- ⑤1か月以上 " — 1万円
- ⑥1週間以上 " — 5千円

(注) 災害共済金が支払われないものに本人みずから「自殺、無免許運転、故意、および酒気をおびて運転した場合」などの事故があります。

45年度の加入

共済金支払状況 (46年2月15日現在)

〈加入者は14,094人に〉

先月の2月15日現在、交通災害共済に加入した市民は14,094人で、国勢調査人口74,942人のうち、18.8%にとどまっています。しかし、44年度の加入者総数が6,889人であったのに比らべ、今年度は2倍も加入者が増えています。このことは年々この共済制度が市民の間に認識されてきたためと考えられます。新年度には、さらに共済制度のPRに力を入れ「全市民の50%加入にこぎつきたい」と市民相談室の意気はさかんです。

〈42人に共済金を支給〉

昨年の4月から、今年の2月15日の間に市内で起きた交通事故で、死亡者9人、けが人が607人も出ております。

しかし、災害共済に加入していない人がほとんどでしたが、この616人のうち、幸い災害共済に加入していた42人の方に共済金が支払われました。その総額は178万円になっています。

◎支払われた共済金

死亡	2人	(100万円)
6か月以上の治療	1人	(10万円)
3か月以上 "	7人	(35万円)
2か月以上 "	3人	(6万円)
1か月以上 "	15人	(15万円)
1週間以上 "	24人	(12万円)

目と耳の広報

AKT 大館市の時間



毎週金曜日、午前7時20分から5分間、秋田テレビ(UHF)で大館市の時間が放送されています。花岡中学校女子合唱団が歌う市民歌をバックに、市のできごと、催しもの、お知らせなど、美しいカラーで放送しています。

月1回発行の広報紙で間にあわない大切なお知らせなどもありますので、できるだけ視聴ください。

白鳥のおとずれ



(写真) 2月18日午後2時写す

2月10日ごろから、2羽の白鳥が大滝温泉(大滝橋から下流300mの米代川)で秘かに休息している。

この2羽は、昨年の冬もおとずれたという話ですから、よほど大館が気に入ったらしい。

ムレをなしてとんで来る、というより、むしろカップルの来飛のほうが、かえってほほえましいし、一段と優美さを感じる。さしずめ、白鳥のハネムーンといったところだが、らい冬は、子どもづれでおとずれて欲しいものだ。まだ、しばらくの間滞るするらしいので皆さんの鑑賞をおすすめします。

市長の1日葉たばこ収納所長



(写真) 左が渡辺支局長・左から3人目が石川市長

市内の葉たばこ収納は、2月2日からじまった。2月4日には、専売公社から1日所長に委嘱された石川市長は、渡辺秋田専売公社支局長から大館の葉たばこ生産状況などの説明を受けたあと、所内を一巡、作業員や生産者を激励しました。

大館市内の葉たばこ耕作面積は10ヘクタール、10アール当たり平均119,000円の収入があり有望な農作物とされており、最近市内に生まれている新しいたばこ「チェリー」の原材は大館産の葉たばここといわれています。

カメラ散歩

市民スキー大会・好天に激戦相つぐ

2月14日、第15回市民スキー大会は春を思わせる好天気の中で参加600選手の激戦がくり広げられた。

例にもれず、今年も一般の参加者はごく数えるほど、この日はまるで、小、中学校の学校対抗戦といったところ——結局、小学校対抗では、技とスタミナ(PTAが選手たちにごちそうした手づくりの肉汁?)によるものと思われる)にまさる城南小学校が2位以下を大きく引きはなして4連勝し、中学校では矢立中が優勝しました。

市民スキー大会、今年も盛会そのものであったが、やはり一般市民の少ない参加が気になります。らい冬の大会にはたくさんの方々が出場して下さるよう、期待します。



(写真上)カッコイイではありませんか将来を期待したい(写真左上)よくやった!選手とももただ感激の涙あるのみ——ママの苦勞も多い

ご覧ください!

固定資産の課税台帳

固定資産の課税台帳は、まい年一定期間、納税者の皆さんにお見せしております。46年度も、つぎの日程で課税台帳をお見せすることになりましたので、ぜひご覧のうえ、あなたの評価額をお確かめください。

◆縦覧期間 46年3月1日から
46年3月20日まで
(日曜、祭日を除く)

◆時間 午前9時から午後4時
◆場所 市役所税務課(本庁)

このほか、遠くの方々の便宜をはかるため、つぎの日程で台帳をお見せしますので、該当地区の方々はできるだけ

この日をご利用ください。

縦覧場所	縦覧日	対象地区
真 中出張所	3月11日	真中地区
二井田 "	3月12日	二井田地区
十二所 "	3月15日 3月16日	十二所地区
花矢支所	3月17日 3月18日	花矢地区

時間 いずれも午前10時から午後4時まで。

◆縦覧の結果、記載されている事項等に不服がある場合は、3月30日までに固定資産評価審査委員会に審査の申し出ることができます。

ママさんのバレー

家庭バレーボール大会

と き—3月27日
じ かん—午前9時
と ころ—城南小学校体育館
主 催—中央公民館
※ 申 込 先 " "
申 込 期 日 46年3月20日まで

長根山運動公園 決定案区域図を 縦覧します

大館市都市計画公園(長根山運動公園)の区域決定案を作成したので、つぎにより皆さんにお見せします。

- 記
- 名称 都市計画公園第10号 長根山運動公園
 - 含まれる土地の区域 大館市宇東台、宇一本杉の一部
 - 縦覧場所 ●市役所 建設課 ●秋田県土木部計画課 ●北秋田土木事務所用地課
 - 縦覧期間 46年3月2日~3月15日

引揚者特別交付金 請求期限は 3月31日まで

終戦により外地から引き揚げてきた人たちに、物心両面にわたる苦痛に報いるため、さる42年8月から施行された「引揚者特別交付金」は、1年以上外地に居住していたことを原則とし該当者に交付されています。

この請求期限は、今月の31日で切れその間に請求しても失効になりますので該当者はいまず、福祉事務所で手続きをしてください。

なお、該当している人の中全国で31万人の人がまだ請求していません、その金額も172億円から224億円に達するものと推定されています。

終戦まで、1年以上外地に居住していた方、そして、あなたのと近所にもこのような方がおりましたら、いまずぐ福祉事務所で請求しなさい、と呼びかけしてください。

請求できる人は、引揚者本人または、引揚者が死亡している場合は、配偶者、子、父母、孫でも結構です。給付金は、主として年令区分によってちがいますが、給付金は2万円から16万円の範囲で支給されます。

予防接種は4月から

46年度の各予防接種や胃検診は4月からはじまります。

予防接種の日程表(年間)は、ことしも全世帯に配付いたします。4月6日からは種々の接種がはじまりますので、おそくとも、3月の末までには各家庭に配付できるよう準備をすすめています。

4月に入っても、配付にならない家庭がありましたら、担当行政協力員または市の厚生課にご連絡ください。

川にごみを捨てないように 汚水の排出には届出を

●川は泣いている

いつもきれいな水が流れていなければならない川、この川が、不心得な一部の人のため被害を受けています。川にごみを捨ててはなりません。昨年11月、河川法施行令が改正され、「ごみ」「ふん尿」「建築廃材」その他の汚物を捨てた場合、3カ月以下の懲役または3万円以下の罰金に処すことになったもの、かくれて捨てる人があとを絶ちません。

罰則の有無にかかわらず、公害問題に

●汚水の排水は届け出を

1日50立方メートル以上の汚水(生活や事業に起因し、あるいはこれに附随する使用の結果、排水として川に流す水)を排出している温泉旅館の経営主、浴場主は、排出している川の管理者に「汚水排出届」を提出しなければなりません(市役所建設課に用紙があります)

<ごみ収集> 集荷場所には 決められた時間に

市内のごみ収集は、その町内によって午前と午後において収集しています。皆さんが集荷場所にもってくる時間は

午前の収集地区は午前8時30分頃、午後の収集地区は午後1時頃お願いしてあります。あまり早く出し過ぎたり、この時間以後にお出しになると、せっかく皆さんがヒモで結んでいる袋も、野犬に食いちぎられたりする場合もありますので、集荷場所には、この決められた時刻を守ってください。

<お医者さんによる健康教室>

先月から、市内の各地区で、市の国保事業の一かんとして「健康教室」が開かれています。病気に正しい知識を持ち、健康で明るい生活ができるよう、皆さんのご参加をお待ちしております。

健康教室の日程

日	場所	講師	内容
3月5日	十二所公民館	佐藤民二郎先生	農村婦人の健康について
3月12日	下川沿 "	石田豊三先生	小児疾患について
3月16日	長 木 "	佐藤民二郎先生	婦人の健康について
3月18日	二井田 "	"	農村婦人の健康について
3月19日	中央農協会館	"	婦人の健康について
3月23日	上川沿公民館	"	成人病予防について

※ 参集時間 午後1時30分

社会保険相談日

と き 3月20日(土)

と ころ 市民相談室

随時募集

県営萩の台住宅入居者

- ◆所在地 池内宇上野1
- ◆床面積 42、74㎡
- ◆間取り 1階、居間兼台所 2階、6畳と3畳
- ◆家賃月額 5,200~5,500円
- ◆敷金 入居時、家賃の3カ月分を納入する

- ◆入居の資格 ①現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。 ②平均月収(所得控除および扶養者控除後の額)24,000円をこえ40,000円以下であること。 ③現に住宅に困窮している人。

◆申込受付場所 秋田県土木事務所大館駐在所 電話 (2)3171

◆受付期間—随時 ※申込受付順に空家があり次第通知します。

市役所の執務時間

が変わりました

3月1日から、市役所の執務時間はつぎのようになりましたので、ご協力ください。

記
○月曜日から金曜日まで 午前8時30分~午後5時 昼休み、午後零時から午後1時まで
○土曜日 午前8時30分から 午後零時30分まで